

Wi-Fi HOME SPOT レンタルサービス利用規約

(総則)

KDDI株式会社及び沖縄セルラー電話株式会社(以下併せて「当社」といいます。)は、当社が別に定めるau(WIN)通信サービス契約約款(以下「au約款」といいます。)又は au(LTE)通信サービス契約約款(以下「LTE 約款」といいます。)及びこの「Wi-Fi HOME SPOT ご利用規約」(以下「本規約」といいます。)に基づき、au契約(UIM サービス(タイプⅡに限ります。))に係るものを除きます。以下同じとします。)、auモジュール契約(第3種auモジュールに係るものに限ります。以下同じとします。))又は、LTE 契約を締結している方(以下「お客様」といいます。))に対し、当社が別に定める端末機器(Wi-Fi HOME SPOT 対応機器の他、これに付属する AC アダプタ等のハードウェアを含み、以下「本機器」といいます。))の貸出サービス「Wi-Fi HOME SPOT レンタルサービス」(以下「本サービス」といいます。))を提供します。

なお、本規約で使用する用語の意味は、本規約で別段の定めがない限り、au約款で使用する用語の意味に従います。

第1条(利用契約)

本サービスを利用しようとする方(以下「申込者」といいます。))は、au約款及び本規約を承諾のうえ、当社が別途指定する方法により本サービスの利用を当社に申し込んで下さい。なお、申込者は、1のau契約、auモジュール契約又は LTE 契約につき1の本サービスの利用に限り、申し込むことができます。

2. 当社は、前項に基づく申し込みがあったときは、受け付けた順番に従って承諾し、かかる承諾の日において、当社と申込者との間で、申込者が本サービスの提供を受けるための契約(以下「利用契約」といいます。))が成立するものとします。

3. 当社は、前項の規定に拘らず、次の各号の何れかに該当する場合は、第1項に基づく申し込みを承諾しないことがあります。

- (1) 当社と申込者との間において、au契約、auモジュール契約又は LTE 契約が締結されていない場合。
- (2) 前項に基づく申し込みにあたり申込者が虚偽の若しくは不備のある内容を当社に申告し、又はそのおそれがある場合。
- (3) 申込者が本サービスの利用料(以下「利用料」といいます。))又は、当社の電気通信サービスの料金その他の債務の支払いを現に怠り、又はそのおそれがある場合。
- (4) 過去に、申込者の責に帰すべき事由により当社と申込者との間において締結していた利用契約又は当社の電気通信サービスの提供を受けるための契約が解除された、又は申込者に対する本サービス若しくは当社の電気通信サービスの提供が停止されたことがある場合。
- (5) その他、当社の業務の遂行上支障を生じるおそれがあると当社が判断する場合。

第2条(申し込み内容の変更)

お客様は、前条の申し込み内容に変更があるときは、当社所定の方法により直ちに当社に通知するものとします。

第3条(本機器の送付及び引渡し)

当社は、利用契約成立後、お客様が本サービスを当社の指定する代理店等の店頭にて申し込んだ場合は、その店頭にて本機器をお客様にお渡します。ただし、店頭の本機器の在庫がない場合、

又はお客様が店頭以外で申し込んだ場合は、お客様が申し込みにあたり指定した場所に本機器を発送します。

2. 本機器は、店頭でのお客様へのお渡し、又は当社がお客様の指定する場所への納入をもって、お客様に引渡されたものとします。

3. 当社は、お客様に対して、引渡し時において本機器が正常な性能を備えていることのみを保証し、本機器の完全性、正確性、有用性、商品性、特定目的への適合性等については一切保証しません。

第4条(本機器の使用、保管等)

お客様は、お客様の責任と費用負担で、本規約の各条項、本機器の取扱説明書及び当社の指示に従い、善良なる管理者の注意をもって本機器の使用及び保管を行うものとします。

2. お客様は、本機器を、第三者に譲渡若しくは転貸し、第三者に使用させ、又は自己若しくは第三者のための担保の用に供してはならないものとします。

3. お客様は、本機器の全部又は一部の解析、改造、複製、改変、ライセンスの付与、その他本機器に関する当社又は第三者の権利を侵害する行為を一切行ってはならないものとします。

第5条(本機器の設置及び撤去等)

本機器の設置、接続、設定、移設、撤去等については、お客様の費用と責任で行うものとします。

2. お客様の通信設備、コンピュータ等と本機器を接続する為に必要となる物品等、FTTH、ADSL、CATVなどのブロードバンド回線及び電源(以下併せて「必要物品等」といいます。)は、お客様の費用と責任でこれを準備するものとします。

3. お客様が必要物品等を準備していないこと等により本機器を利用できない場合であっても、お客様は利用料を当社に支払うものとします。

第6条(利用料)

お客様は、利用契約が成立した日(以下「契約成立日」といいます。)の属する月の翌月及びそれ以降の各月について、月額 税抜額 500 円の支払いを要します。なお、利用契約が月の中で終了した場合であっても、当該月に係る利用料は減額されないものとします。ただし、契約成立日の属する月に利用契約が解約等により終了した場合は、1ヶ月分の利用料をお支払いいただきます。

2. 当社は、毎暦月の末日時点(利用契約の終了日の属する月については当月末日時点とします。本条において以下同じとします。)において、お客様のお申し込みに係るau契約につき「IS フラット」、「電話カケ放題プラン(ケータイ・データ付)」、「プラン F(IS)シンプル」又は「プラン F(IS)」にご加入の場合、又は LTE 契約につき「データ定額 2/3/5/8/10/13」、「データ定額 2/3/5/8/10/13(V)」、「LTE フラット」、「LTE フラット(V)」、「ジュニアスマートフォンプラン」、「シニアプラン」、「シニアプラン(V)」、「LTE フラット for DATA」、「LTE フラット for DATA(m)」、又は「LTE フラット for Tab」にご加入の場合(以下「減額条件」といいます。)には、当月の利用料から税抜額 500 円を減額するものとします。

3. 当社は、毎暦月の末日時点において、前項に定める利用料の減額の有無を判定します。一度、前項に基づき減額した場合であっても、その後減額条件を満たさなくなった場合は、前項に基づく利用料の減額は行わないものとします。

第7条(支払方法)

当社は、お客様に対し、当社が定める方法により利用料及び別表に定める違約金（以下「違約金」といいます。）並びにこれらに係る消費税及び地方消費税相当額を請求するものとし、お客様は、当社が定める支払期限及び支払方法等にてこれを支払うものとし、

第8条（利用契約の解約、終了）

お客様は、利用契約を解約する場合は、当社所定の方法により当社に届け出るものとし、

2. お客様は、契約成立日から 14 日間は、利用料の支払いを要することなく利用契約を解約できます。

3. 当社とお客様との間において、事由の如何を問わず本サービスを利用する上で必要となるau契約、auモジュール契約又はLTE契約が終了した場合、利用契約は自動的に終了します。

4. 当社は、次の各号の何れかに該当するときは、何ら事前の通知又は催告を行うことなく利用契約を解除することができるものとし、

- (1) お客様が本契約に違反し、当社の相当期間を定めた是正催告に拘らず、当該違反が解消されないとき。
- (2) お客様が本機器を第1項に定める届出を行うことなく当社に返還し、当社からの相当期間を定めた通知に拘らず、利用契約の継続の意思表示がなかったとき。
- (3) お客様について、破産法、民事再生法又は会社更生法の適用の申立てその他これらに類する事由が生じたことを知ったとき。
- (4) 利用料その他の債務について、支払期限を経過してもなお支払われないとき。

第9条（本機器の返還等）

お客様は、事由の如何を問わず利用契約が終了した場合、本機器をお客様の責任と費用負担により原状に復したうえで、当社が別途指定する返還方法に従い、当社が別途指定する期限までに、当社が別途指定する場所に送付することにより、返還するものとし、

2. 前項で定める返還期限を経過後もなお本機器の返還がなされない場合、お客様は、当社に対し、当該本機器に係る契約期間に応じて別表の違約金を支払うものとし、

3. 当社は、お客様から本機器の返還を受けた際に本機器以外の物品等が本機器とともに送付された場合、お客様に対し何ら事前の通知又は催告を行うことなくこれを廃棄できるものとし、

第10条（本機器の故障、紛失等）

お客様は、本機器の故障、滅失、毀損等（以下総称して「故障等」といいます。）又は紛失、盗難等（以下総称して「紛失等」といいます。）が生じたときは、直ちにその旨を当社に通知するものとし、故障等した本機器（以下「故障品」といいます。）を当社が別途指定する方法に従い、当社が別途指定する期限までに、当社が別途指定する場所に送付することにより、返還するものとし、

2. 前項で定める返還期限を経過後もなお故障品の返還がなされない場合又はお客様が本機器を紛失等した場合、お客様は、当社に対し、当該故障品又は本機器（以下併せて「故障品等」といいます。）に係る契約期間に応じて別表の違約金を支払うものとし、

3. 当社は、第1項の通知を受領後、お客様に対し、故障品等の代品（機種等が故障品等と異なることがあります。）を送付します。

4. お客様が故障品を返還期限までに当社に返還した場合であっても、故障品の故障等がお客様の責に帰すべき事由により生じたときは、当社は、お客様に対し、故障品に係る契約期間に応じて別表の違約金を請求できるものとし、

5. 当社は、お客様から故障品の返還を受けた際に故障品以外の物品等が故障品とともに送付さ

れた場合、お客様に対し何ら事前の通知又は催告を行うことなくこれを廃棄できるものとします。

6. 当社は、当社の判断により、本機器の点検、修理、アップデート、交換等を当社の指定する方法により行うことがあります。

第11条(責任の範囲)

当社は、利用契約に関し、当社の責に帰すべき事由によりお客様に損害を与えた場合、通常生ずべき損害に限り、かつ、利用料の1ヶ月分相当額を上限として、当該損害を賠償します。ただし、当社の故意又は重大な過失による場合はこの限りではありません。

第12条(通信量の収集)

当社は、お客様による本機器の利用における利用時間毎の通信量を定期的に収集します。(以下「トラフィック収集」といいます。)通信先・通信内容については収集しません。

2. 本トラフィック収集において取得した情報を、当社の電気通信サービスに係る以下の目的の範囲内で利用します。

- アフターサービスに関する業務
- 新サービスの開発、サービス品質の評価・改善に関する業務、サービス提供に関する施設、機器、ソフトウェアの開発、運用、管理に関する業務
- 商品の不具合、システムの障害、サービスにかかる事故発生時の調査・対応に関する業務

第13条(利用契約に係るお客様情報の利用)

当社は、お客様に係る氏名、名称、電話番号、住所若しくは居所又は請求書の送付先等の情報を、当社の電気通信サービスに係る契約の申し込み、契約の締結、工事、料金の適用、料金の請求等、当社の契約約款等に係る業務の遂行上必要な範囲で利用します。なお、本サービスの提供にあたり取得した個人情報の利用目的は、当社が公開するプライバシーポリシーにおいて定め

ます。

2. 当社は、お客様による本機器の利用状況(利用時間、利用回数、通信量等を含みます。)を踏まえて、本機器の利用に関する案内等(電子メール・電話等)をお送りすることがあります。

第14条(本サービスの終了)

当社は、2015年5月31日(以下「終了日」といいます。)をもって利用契約及び本サービスの全部を終了します。

2. 前項の定めに基づく利用契約の終了後も引き続き本機器の使用を希望する場合、お客様は、第9条の定めにかかわらず、本機器の当社への返却その他別段の手続を行うことなく、終了日経過後も継続して本機器を使用することができるものとし、終了日の経過をもって、本機器の所有権は当社からお客様へ移転するものとします。なお、終了日までにお客様が利用契約を第8条第1項の定めに従い解約しない場合、当社は、お客様が前項に基づく利用契約の終了後における本機器の使用を希望するものとみなします。

3. 第10条の定めにかかわらず、第2項に基づき本機器の所有権がお客様へ移転した後、当社は、本機器の故障、瑕疵その他一切の不具合(本機器に内蔵されるソフトウェアの不具合を含みますがこれに限られません。)について、点検、修理、本機器に内蔵されるソフトウェアのアップデート、交換、損害賠償その他一切の責任を負いません。なお、当社は、当社の裁量により、本機器の点検、修理、アップデート、交換、回収等を当社の指定する方法で行うことがあり、お客様は、

本機器の点検、修理、アップデート、交換、回収等にかかる当社の指示に従うものとします。

4. 当社は、終了日経過後も、引き続き第12条の定めに従ってトラヒック収集を行うことがあるものとし、お客様はあらかじめこれを承諾するものとします。

5. お客様が終了日までに利用した本サービスの料金その他の債務及び終了日までに発生した事由に基づく損害賠償請求権については、なお従前のおりとしします。

6. 第1項に基づき終了する利用契約に関して発生したお客様と当社との間の権利義務は、本条及び第16条に定めるものを除き、終了日の経過をもってすべて消滅するものとします。

第15条(本規約の内容の変更)

当社は、本規約を変更することがあります。この場合、当社は、変更後の本規約を当社所定のホームページ等に掲示します。

第16条(存続条項)

利用契約の終了後も、第5条、第9条第2項、第10条第2項、第4項及び第5項、第11条並びに第13条乃至第16条の各規定は、なお有効に存続するものとします。

別表 違約金

項目	金額	
契約期間	13ヶ月未満	税抜額 8,000円
	13ヶ月以降 25ヶ月未満	税抜額 4,000円
	25ヶ月以降 37ヶ月未満	税抜額 2,000円
	37ヶ月以降	税抜額 1,000円

以上

附則

本規約は、2012年2月14日から実施します。

2. 本規約実施の日から2012年5月31日までの間にお客様が本サービスの申し込みをし、当社との間で利用契約が成立した場合、利用料を税抜額100円減額するものとします。

附則

この改正規約は、2012年6月1日から適用します。

2. この改正規約実施の日から2012年8月31日までの間にお客様が本サービスの申し込みをし、当社との間で利用契約が成立した場合、利用料を税抜額100円減額するものとします。
3. この改正規約実施前に支払い、又は支払わなければならなかった本サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
4. この改正規約実施前にその事由が生じた本サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附則

この改正規約は、2012年7月23日から適用します。

附則

この改正規約は、2012年9月1日から適用します。

附則

この改正規約は、2012年9月21日から適用します。

附則

この改正規約は、2012年11月2日から適用します。

附則

この改正規約は、2012年11月30日から適用します。

附則

この改正規約は、2013年5月27日から適用します。

附則

この改正規約は、2013年6月1日から適用します。

2. 第6条(利用料)第2項の規定に関わらず、この改正規約実施の日から2015年7月31日まで
の間は、「LTEダブル定額 for Tab/Tab(i)」にご加入の場合についても第6条(利用料)第2項に
定める減額条件を満たしているものとして取り扱います。
3. この改正規約実施前に支払い、又は支払わなければならなかった本サービスの料金その他
の債務については、なお従前のとおりとします。
4. この改正規約実施前にその事由が生じた本サービスに関する損害賠償の取扱いについては、
なお従前のとおりとします。

附則

この改正規約は、2014年4月1日から適用します。

附則

この改正規約は、2014年8月13日から適用します。

附則

この改正規約は、2014年12月12日から適用します。

附則

この改正規約は、2015年1月23日から適用します。

附則

この改正規約は、2015年1月30日から適用します。